

# 電力需給約款 (低圧)

2016年 3月22日実施

2026年 5月21日改訂

長崎地域電力株式会社

# 目 次

## I 総 則

- 1. 適用 ..... 1
- 2. 定義 ..... 1
- 3. 単位および端数処理 ..... 2
- 4. 実施細目 ..... 2

## II 契約の申込み

- 5. 需給契約の申込み ..... 3
- 6. 需給契約の成立 ..... 3
- 7. 需要場所 ..... 3
- 8. 需給契約の単位 ..... 3
- 9. 供給の開始 ..... 3
- 10. 承諾の限界および遵守事項 ..... 3

## III 契約種別および料金

- 11. 契約種別 ..... 4
- 12. ファミリープラン ..... 4
- 13. ビジネスプラン ..... 4
- 14. 低圧電力 ..... 5
- 15. 定額電灯 ..... 5
- 16. 従量電灯 A ..... 6
- 17. 料金 ..... 6

## IV 料金の算定および支払い

- 18. 料金の適用開始の時期 ..... 8
- 19. 検針 ..... 8
- 20. 料金の算定期間 ..... 8

|                 |                                    |    |
|-----------------|------------------------------------|----|
| 2 1.            | 使用電力量の計量                           | 8  |
| 2 2.            | 料金の算定                              | 8  |
| 2 3.            | 日割計算                               | 8  |
| 2 4.            | 料金等の支払い                            | 9  |
| 2 5.            | 最低利用期間および解約違約金                     | 9  |
| 2 6.            | 延滞利息                               | 9  |
| V 使用および供給       |                                    |    |
| 2 7.            | 適正契約の保持                            | 11 |
| 2 8.            | 電気の使用に伴うお客さまの協力                    | 11 |
| VI 保安、工事、工事費の負担 |                                    |    |
| 2 9.            | 調査に対するお客さまの協力                      | 12 |
| 3 0.            | 保安に対するお客さまの協力                      | 12 |
| 3 1.            | 需要場所への立入りによる業務の実施                  | 12 |
| 3 2.            | 供給の中止または使用の制限もしくは中止                | 13 |
| 3 3.            | 損害賠償の免責                            | 13 |
| 3 4.            | 違約金                                | 13 |
| 3 5.            | 設備の賠償                              | 13 |
| 3 6.            | 供給設備等の施設                           | 14 |
| 3 7.            | 工事費負担金                             | 14 |
| 3 8.            | 工事費負担金の申受けおよび精算                    | 14 |
| 3 9.            | 供給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け | 14 |
| VII 契約の変更および終了  |                                    |    |
| 4 0.            | 需給契約の変更                            | 15 |
| 4 1.            | 名義の変更                              | 15 |
| 4 2.            | 需給契約の廃止                            | 15 |

|            |                                   |    |
|------------|-----------------------------------|----|
| 4 3.       | 供給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算 | 16 |
| 4 4.       | 解約等                               | 16 |
| 4 5.       | 需給契約消滅後の債権債務関係                    | 17 |
| VIII 約款の変更 |                                   |    |
| 4 6.       | 約款の変更                             | 18 |
| 附 則        |                                   |    |
| 1          | 本約款の実施期日                          | 19 |
| 別 表        |                                   |    |
| 1          | 再生可能エネルギー発電促進賦課金                  | 20 |
| 2          | 燃料費調整                             | 20 |
| 3          | 使用電力量の基準                          | 21 |
| 4          | 日割計算の基本算式                         | 22 |

# I 総 則

## 1. 適用

この電力需給約款（以下「約款」という）は、小売電気事業者である長崎地域電力株式会社（以下「当社」という）が電力需要者（以下「お客さま」という）の需要に応じて電力を供給する場合における電気料金その他の供給条件を定めるものです。

## 2. 定義

次の言葉は、本約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

### (1) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

### (2) 電灯

白熱電球、蛍光灯、ネオン管灯、水銀灯、LED等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

### (3) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

### (4) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

### (5) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

### (6) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相2線式標準電圧100ボルトに換算した値といたします。

### (7) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

### (8) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

### (9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

### (10) 貿易統計

関税法に基づき公表される統計をいいます。

### (11) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間

といたします。)をいいます。

(12) 一般送配電事業者

電気事業法第2条第1項第9号に定める一般送配電事業者をいいます。なお、九州では九州電力送配電株式会社がこれに該当します。

(13) 小売電気事業者

電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者をいいます。

(14) 託送供給等約款

電気事業法第18条に従い一般送配電事業者が定める託送供給等約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)

(15) 離島供給約款

電気事業法第21条に従い一般送配電事業者が定める離島供給約款をいいます(変更があった場合には、変更後のものをいいます。)

### 3. 単位および端数処理

この約款及び契約申込書において、料金その他を計算する場合における単位及び端数処理の方法については、以下のとおりとします。

- (1) 電力の単位は、1キロワット(kW)とし、端数については、少数点以下第1位で四捨五入するものとします。
- (2) 電力量の単位は、1キロワット時(kWh)とし、端数については少数点以下第1位で四捨五入するものとします。
- (3) 力率の単位は、1パーセントとし、端数については、小数点以下第1位で四捨五入するものとします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、端数については切り捨てるものとします。

### 4. 実施細目

本約款に記載のない事項については、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

## Ⅱ 契約の申込み

### 5. 需給契約の申込み

お客さまが電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。

なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ通知することがあります。

### 6. 需給契約の成立

需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

### 7. 需要場所

当社は、一般送配電事業者の決定に従い、需要場所を決定することがあります。

なお、需要場所及び供給場所については、契約申込書に個別条件として記載するものとします。

### 8. 需給契約の単位

当社は、技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

### 9. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには、必要に応じてお客さまと協議のうえ供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち（一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。）、すみやかに電気を供給いたします。

(2) 当社は、天候、用地交渉、停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由をお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、供給開始日を定めて電気を供給いたします。

### 10. 承諾の限界および遵守事項

(1) 当社は、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、その理由をお知らせいたします。

(2) お客さまは、本約款に基づき供給される電気を使用されるにあたり、以下に定める行為を行ってはならないものとします。

イ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で電気を使用すること。

ロ お客さまが、需給契約の申込みその他の場合において、お客さまの氏名、住所等に関し事実と異なる申出を行うことまた他人になりすまして各種サービスを利用する等 当社のサービスの運営を妨げる行為。

### Ⅲ 契約種別および料金

#### 1 1. 契約種別

契約種別は「ファミリープラン」、「ビジネスプラン」、「低圧電力」、「定額電灯」および「従量電灯A」といたします。ただし、「定額電灯」および「従量電灯A」に関しましては前3種別に付帯する場合のみ適用させていただきます。

高圧に関しましては高圧約款をご参照ください。

#### 1 2. ファミリープラン

##### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イ、ロのいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流又は契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

イ 契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であること

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

##### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

##### (3) 契約電流

イ 契約電流は10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めま

す。  
ロ 一般送配電事業者は、契約電流に応じて必要とされる場合において、電流制限器その他の適当な装置または電流を制限する計量器を取り付けることがございます。

#### 1 3. ビジネスプラン

##### (1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、イ、ロのいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流又は契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

イ 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること

ロ 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約電流と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむを得ない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

(3) 契約容量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流に基づき算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。なお、当社または一般送配電事業者は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

#### 1.4. 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、イ、ロのいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上又は経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流又は契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地又は建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

イ 契約電力が原則として50キロワット未満であること

ロ 1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流（この場合、10アンペアを1キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）と契約電力との合計が50キロワット未満であること

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとなることがあります。

(3) 契約容量

契約容量の値は、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した契約容量に準じるものといたします。ただし、前小売電気事業者が契約電力を定めていない場合には、お客さまが電気工事店等に依頼することで得られる契約負荷設備の総容量の調査結果を示す書面の提示によって契約電力を定めることができるものといたします。

(4) 力率割引

イ 力率の算定は、一般送配電事業者が設置した記録型計量器により行うものとします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しするものとします。

#### 1.5. 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が決定した容量に準じるものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

- (3) 契約負荷設備  
契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

## 1 6. 従量電灯 A

### (1) 適用範囲

- 電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。
- イ 使用する最大電流（交流単相 2 線式標準電圧 1 0 0 ボルトに換算した値といたします。）が 5 アンペア以下であること
  - ロ 定額電灯を適用できないこと

### (2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 1 0 0 ボルトもしくは 2 0 0 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 1 0 0 ボルトおよび 2 0 0 ボルトとし、周波数は、標準周波数 6 0 ヘルツといたします。

### (3) 契約電流

- イ 契約電流は、5 アンペアといたします。
- ロ 当社は、契約電流に応じて電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）を取り付けさせていただきます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当社は、電流制限器等を取り付けない場合がございます。

## 1 7. 料金

- (1) 料金は基本料金（従量電灯 A においては最低料金とします。）、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定合計金額に燃料調整費を加味したものといたします。ただし、1 月（2 2 項を参照ください。）においてまったく電気を使用しない場合の基本料金（最低料金を除きます。）は力率調整割引を適用せずに半額といたします。

### (2) 算定方法

#### イ 基本料金（最低料金）

##### i ファミリープラン

| 契約電流     | 基本料金（消費税等相当額含む） |
|----------|-----------------|
| 1 0 アンペア | 3 1 9 . 0 0 円   |
| 1 5 アンペア | 4 7 8 . 5 0 円   |
| 2 0 アンペア | 6 3 8 . 0 0 円   |
| 3 0 アンペア | 9 5 7 . 0 0 円   |
| 4 0 アンペア | 1 2 7 6 . 0 0 円 |
| 5 0 アンペア | 1 5 9 5 . 0 0 円 |
| 6 0 アンペア | 1 9 1 4 . 0 0 円 |

##### ii ビジネスプラン

1 k V A につき 3 0 8 . 0 0 円とします。

##### iii 低圧電力

1 k W につき 1 2 1 0 . 0 0 円とします。

##### iv 従量電灯 A

最低料金は 1 契約につき最初の 1 2 k W h まで 3 3 4 . 2 6 円とします。

#### ロ 電力量料金

##### i ファミリープラン

| 電力量 | 1 k W h あたりの単価（消費税等相当額） |
|-----|-------------------------|
|-----|-------------------------|

|                   |        |
|-------------------|--------|
|                   | を含む)   |
| 最初の120kWhまで       | 22.22円 |
| 120kWhを超え300kWhまで | 23.98円 |
| 300kWhを超えるもの      | 25.85円 |

- ii ビジネスプラン  
1kWhにつき23.76円とします。

- iii 低圧電力

|      |                       |
|------|-----------------------|
|      | 1kWhあたりの単価（消費税相当額を含む） |
| 夏季   | 17.27円                |
| その他季 | 15.58円                |

- iv 従量電灯A

12kWhを超える1kWhにつき18.28円とします。

- ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（別表1をご参照ください）×使用電力量（kWh）

- ニ 燃料調整費

燃料費調整単価（別表2をご参照ください）×使用電力量（kWh）

- (3) 定額電灯における料金

料金は需要家料金、電灯料金、小型機器料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定合計金額に燃料調整費を加味したものといたします。需要家料金、電灯料金および小型機器料金に関しましては、当社との電気需給契約締結前の小売電気事業者が定める算定料金に準じるものとします。

## IV 料金の算定および支払い

### 18. 料金の適用開始の時期

料金は、供給開始の日から適用いたします。

### 19. 検針

検針は、お客さまごとに、原則として、毎月ごとに一般送配電事業者が行ないます。

### 20. 料金の算定期間

料金の算定期間は、当社が定める毎月の一定の日(以下、起算日といいます。)から次の月の起算日の前日までの間といたします。ただし、電気の供給を開始した場合の算定期間は、開始日から次の月の起算日の前日までの期間とし、需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、起算日から消滅日の前日までの期間といたします。

### 21. 使用電力量の計量

- (1) 当社は、一般送配電事業者による検針によって計量された使用電力量により、前項に規定する算定期間における使用電力量を算定いたします。当社は、算定した使用電力量を原則として電磁的な方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、書面発行手数料として、電気供給条件における重要事項として定める金額を、原則として、その月の料金と併せて申し受けます。
- (2) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表3(使用電力量の基準)をもとに、お客さまと当社との協議によって定めます。

### 22. 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
  - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
  - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
  - ハ 20項の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 当社は算定した料金を原則として電磁的な方法によりお客さまにお知らせいたします。ただし、お客さまが希望される場合で当社が認めたときは、書面によりお知らせすることがあります。この場合、当社は、書面発行手数料として、電気供給条件における重要事項として定める金額を、原則として、その月の料金と併せて申し受けます。

### 23. 日割計算

- (1) 当社は、22項(1)イ、ロまたはハの場合は、次により料金を算定いたします。
  - イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金は、別表4(1)イにより日割計算をいたします。
  - ロ 電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金または定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区

分については、別表4（1）ロにより日割計算をいたします。

ハ イおよびロによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 22項（1）イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日および再開日を含み、休止日、停止日および消滅日を除きます。また、22項（1）ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。
- (3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は、その前後の力率にもとづいて、別表4（1）イにより日割計算をいたします。

#### 2.4. 料金等の支払い

- (1) お客さまには22項及び23項で算定した料金の支払いについて、当社が定める期日までに、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関、クレジットカード等において支払っていただきます。
- (2) (1)において、料金は、原則として支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。
- (3) 料金については、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾を得たときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。
- (4) お客さまが、料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。また、この場合、当社は、書面発行手数料として、電気供給条件における重要事項として定める金額を、原則としてその月の料金と併せて申し受けます。
- (5) お客さまが、料金を支払われ、かつ、支払いがなされたことを通知する書面を希望される場合、当社は、書面発行手数料として電気供給条件における重要事項として定める金額を、原則として当社が書面を発行した直後に支払い義務が発生する料金と併せて申し受けます。

#### 2.5. 最低利用期間および解約違約金

- (1) 本契約には最低利用期間があります。最低利用期間は供給開始日から起算して1年間といたします。
- (2) (1)に定める最低利用期間内にお客さまのご事情により解約する場合（供給開始に至らず申込みを撤回する場合を含む）、お客さまは当社に対し、以下の解約違約金に加え、当社が電力需給契約の履行及び解約の為に要した設備費用及び工事費用等の実費を支払うことにより、本契約を解約することができるものとします。

|           |        |
|-----------|--------|
| 解約違約金（税別） | 2,000円 |
|-----------|--------|

- (1) 当社は、当社が別に定めるところにより、(2)に定める解約違約金の適用を除外し、またはその金額を減額して適用することがあります。

#### 2.6. 延滞利息

お客さまには、料金その他の債務（延滞利息および再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年

の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。)で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## V 使用および供給

### 27. 適正契約の保持

当社は、お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更させていただきます。

### 28. 電気の使用に伴うお客さまの協力

(1) お客さまの電気の使用が、次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には、お客さまの負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、とくに必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

(2) お客さまが発電設備を一般送配電事業者の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。）、その他の法令等に従い、一般送配電事業者の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続していただきます。

## VI 保安, 工事, 工事費の負担

### 29. 調査に対するお客さまの協力

一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、お客さまには、調査に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なわれた場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を一般送配電事業者の登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 一般送配電事業者は、調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾を得て電気工作物の配線を提示していただきます。

### 30. 保安に対するお客さまの協力

一般送配電事業者は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物について、保安の責任を負います。この場合、お客さまには、保安に対して次のとおり協力いただきます。

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を一般送配電事業者に通知していただきます。  
この場合には、一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。  
イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合  
ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異常もしくは故障があり、または異常もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。  
また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を一般送配電事業者に通知していただきます。これらの場合において、保安上特に必要があるときには、一般送配電事業者は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

### 31. 需要場所への立入りによる業務の実施

当社または一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者の供給設備または計量器等需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査
- (2) 一般送配電事業者の電気工作物の保安の確認のために必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務（30項をご参照ください）
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 需要契約の廃止（42項をご参照ください）または解約等（44項をご参照ください）によ

り必要な処置

(6) その他本約款によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社または一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

### 3.2. 供給の中止または使用の制限もしくは中止

(1) 当社または一般送配電事業者は、次の場合には、供給時間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。

イ 電気の需給上やむをえない場合

ロ 一般送配電事業者の電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合

ハ 一般送配電事業者の電気工作物の修繕、変更その他の工事上やむをえない場合

ニ 非常変災の場合

ホ その他保安上必要がある場合

(2) (1) の場合には、当社または一般送配電事業者は、あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合は、この限りではありません。

### 3.3. 損害賠償の免責

(1) 前項により電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(2) 4.4項によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

### 3.4. 違約金

(1) お客さまが不正な使用方法により（4.4項(1)ニ(ニ)から(ハ)をご参照ください）料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、違約金を請求することがあります。

(2) (1) の免れた金額は、本約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。

(3) 不正に使用した期間が確認できない場合は、当社が決定した期間といたします。

### 3.5. 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能な場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能な場合

帳簿価額と取替工費との合計額

### 3 6. 供給設備等の施設

- (1) 需給地点（電気の需給が行われる地点をいいます。）に至るまでの供給設備、引込口配線（需給地点からお客さまの引込開閉器に至るまでの配線をいいます。）、計量器等の施設については、託送供給等約款に基づき、一般送配電事業者の責任で施設いたします。この場合、お客さまには、託送供給等約款に基づき当該施設に協力していただくとともに、一般送配電事業者から当社が当該施設に係る工事費等の支払いを求められる場合は、当社が負担した工事費等を、お客さまに負担して頂く場合があります。
- (2) 付帯設備（お客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、託送供給等約款に基づき一般送配電事業者が付帯設備を無償で使用できるものといたします。
- (3) お客さまの希望によって引込線の位置変更工事や、計量器および計量に必要な付属装置等の取付位置を変更する場合、託送供給等約款に基づき実費相当額をお客さまに負担して頂く場合があります。

### 3 7. 工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、もしくは契約容量等を増加され、これにともない新たに供給設備を施設する場合、または、新たな電気の使用もしくは契約容量等の増加をともなわないで、お客さまの希望により供給設備を変更する場合で、当社が託送供給等約款に基づいて、一般送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、当社はその実費を工事費負担金としてお客さまにご負担して頂く場合があります。

### 3 8. 工事費負担金の申受けおよび精算

前項により、当社がお客さまに工事費負担金の負担を求める場合は、工事費負担金を工事着手前に請求する場合があります。なお、工事完成後に託送供給等約款に基づき精算する場合には、当社はお客さまとすみやかに精算するものといたします。

### 3 9. 供給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け

供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者から請求された費用の実費をお客さまにご負担頂く場合があります。なお、実際に供給設備の工を行なわなかった場合であっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費をご負担頂く場合があります。

## Ⅶ 契約の変更および終了

### 40. 需給契約の変更

- (1) お客さまが電気の需給契約の変更（お客さまの需給契約上の地位を新たなお客さまに承継する場合を含みます。）を希望される場合は、本約款に別段の定めのある場合を除き、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものいたします。
- (2) (1) の場合、電気事業法その他の法令に基づくお客さまへの供給条件の説明を行う事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。

また、当社は、当該説明の際（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

また、当社は、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものいたします。

### 41. 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

### 42. 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、44項および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 電話による廃止通知に関しては平日午前9時から午後5時の営業時間内にお問い合わせいたします。上記時間以後の場合は翌営業日扱いとさせていただきます。

ハ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

#### 4 3. 供給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

- (1) お客さまが、契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまが、電気の使用を開始され、その後、契約電流、契約容量の変更を行い、または需給契約を終了される場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められた場合は、その精算金をお客さまに支払っていただく場合があります。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。

#### 4 4. 解約等

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、需給契約を解約することがあります。
  - イ お客さまが、本約款で定める期日までに料金その他の債務を支払われない場合
  - ロ お客さまが、本約款で定める他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金または当社の提供する他のサービスの利用料金等の当社に対する債務を当社の定める期日までに支払われない場合
  - ハ 本約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他本約款から生ずる債務をいいます。）を支払われない場合
  - ニ お客さまが次のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると判明した場合
    - (イ) お客さまの責めとなる理由により、保安上の危険が生じた場合
    - (ロ) 需要場所内の一般送配電事業者の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合
    - (ハ) 一般送配電事業者に無断で一般送配電事業者の供給設備とお客さまの電気設備との接続を行われた場合
    - (ニ) 電気工作物の改変等によって不正に一般送配電事業者の電線路を使用、または電気を使用された場合
    - (ホ) 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用したにもかかわらず、契約変更に応じられない場合
    - (ヘ) 電灯または小型機器をご使用のお客さま向けの電気料金メニューを契約せずに、電灯または小型機器を使用された場合
    - (ト) 当社または一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施（3 1項をご参照ください）を正当な理由なく拒否された場合
    - (フ) 本約款により必要となるお客さまの協力（2 9項をご参照ください）を得られないことによって必要となる措置を講じられない場合
- (2) お客さまがその他本約款に反した場合には、当社は、供給停止を経ずに需給契約を解約することがあります。
- (3) (1) および (2) の場合には、当社はあらかじめその旨をお客さまにお知らせいたします

す。

- (4) お客さまが、4 2 項に反し当社への通知をされずに、その需要場所から移転され、電気を  
使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日  
に需給契約は消滅するものといたします。
- (5) (1) から (4) にかかわらず、当社は解約日の 2 か月前までにお客さまに通知すること  
により、需給契約を解約することができるものといたします。

#### 4 5. 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅いたしません。

## VIII 約款の変更

### 46. 約款の変更

- (1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、または法令・条例・規則等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。約款の変更を行った場合には、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。
- (2) 約款の変更を行う場合、当社は、あらかじめお客さまに変更の内容（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）を説明いたします。
- (3) (2) に基づく説明の際及び(1) に基づき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、当社は、遅滞なく、本約款の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。なお、需給契約の変更の内容が、需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、当社は、お知らせを省略することがあります。

## 附 則

### 1 本約款の実施期日

本約款は、2016年3月22日から実施した約款を改正したものであり、約款46項に基づき、2026年5月21日より適用いたします。

## 別 表

### 1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

#### (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

#### (2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の起算日から翌年の5月の起算日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

#### (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の5月の起算日から翌年の5月の起算日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の起算日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合）を乗じて得た金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

### 2 燃料費調整

#### (1) 燃料費調整額の算定

##### イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha : 0.0053 \quad \beta : 0.1861 \quad \gamma : 1.0757$$

$\alpha$ 、 $\beta$ 、 $\gamma$ は原油換算平均価格を算定するための換算係数（原油換算係数と熱量構成比によって算定される一定の値）

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

##### ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (27,400 - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{基準単価}}{1000} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料価格を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400) \times \frac{\text{基準単価}}{1000} - \text{特別措置の燃料費調整単価}$$

基準単価とは平均燃料価格が1キロリットル当たり1,000円変動した場合の電気料金単価への影響額のこと、本契約の場合、0.136円/kWh（消費税等相当額を含みます）となります。

#### ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

| 平均燃料価格算定期間  | 燃料費調整単価適用期間                    |
|---|--------------------------------|
| 毎年1月1日から3月31日までの期間                                | その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年2月1日から4月30日までの期間                                | その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年3月1日から5月31日までの期間                                | その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年4月1日から6月30日までの期間                                | その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間     |
| 毎年5月1日から7月31日までの期間                                | その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間    |
| 毎年6月1日から8月31日までの期間                                | その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年7月1日から9月30日までの期間                                | その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間   |
| 毎年8月1日から10月31日までの期間                               | その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間 |
| 毎年9月1日から11月30日までの期間                               | 翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年10月1日から12月31日までの期間                              | 翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間                            | 翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間      |
| 毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間） | 翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間      |

#### ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。なお、燃料費調整額に上限はございません。

### 3 使用電力量の基準

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

(1) 過去の使用電力量による場合次のいずれかによって算定いたします。ただし、基準の対

象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約電流、契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の電力使用量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{基準の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3ヶ月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3ヶ月間の使用電力量}}{\text{前3ヶ月間の実日数}} \times \text{基準の対象となる期間の日数}$$

(2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

(3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{基準の対象となる期間の日数}$$

(4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\% + (\pm \text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次に掲げる月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

#### 4 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、最低月額料金または定額制供給の料金を日割りする場合

1月の該当料金×日割計算対象日数/検針期間の日数

ただし、22項(1)ハに該当する場合は、日割計算対象日数/検針期間の日数は、日割計算対象日数/暦日数といたします。

ロ 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

最低料金適用電力量=12キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) ファミリープランおよびビジネスプラン

第1段階料金適用電力量=120キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

第2段階料金適用電力量=180キロワット時×日割計算対象日数/検針期間の日数

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (イ)または(ロ)によって算定された最低料金適用電力量、第1段階料金適用電力量

および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ニ) 22項(1)ハに該当する場合は、(イ)および(ロ)の日割計算対象日数/検針期間の日

数は、日割計算対象日数/暦日数といたします。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合  
開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。
  - ロ 需給契約が消滅した場合  
消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。
- (3) 定額制供給の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。
- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。
- イ 電気の供給を開始した場合  
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
  - ロ 需給契約が消滅した場合  
そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。
- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。